# 特許庁委託事業

# カンボジア知財レポート

2016 年 8月 日本貿易振興機構 バンコク事務所 知的財産部

# 2015年 カンボジアの知的財産に関する報告

#### 概要

本報告は、カンボジアにおける知的財産部門の発展に関する現状、特に 2015 年における 状態について調査したものです。本件調査は、商標、著作権、工業意匠、特許、不正競争防 止法、実用新案に関する発展トレンドに焦点を当てています。さまざまな法律、規則、通達、 国家間の了解覚書、通知等についても、2014 年の情報のアップデートとして、本レポート の中で触れています。

# 目次

I. 序	4
II. 法律と規則	4
2.1 マドリッド制度	4
2.2 ライセンス契約とフランチャイズ契約の登録に関する通知第 0738 号	4
2.3 独占排他権の承認に関する通達	5
2.4 団体商標	5
2.5 出願標準様式に関する通知第 1182 号	5
2.6 公共サービス料金と過料に関する合同省令第 717 号	5
1. 特許	5
2. 実用新案	7
3. 集積回路の回路配置	8
4. 工業意匠	9
2.7 工業所有権に関する協力についての了解覚書	9
2.8 著作権	10
2.9 植物の品種	10
III. セミナーとイベント	11
IV. 裁判例	13
4.1 裁判例 I	13
4.2 裁判例 II	14
4.3 裁判例 III	15
4.4 裁判例 IV	16
VI 注音車項	17

#### I. 序

カンボジアは、東南アジアに位置する開発国である。2016 年初頭現在、人口は15,920,570 人である<sup>1</sup>。カンボジアは、長年の発展において、急成長する経済を統制するため、新しい法律や規則を継続的に制定する力を高めてきた。2004 年の世界貿易機関 (WTO)への加盟により、カンボジアは、知的財産権に関連する法律の展開に乗り出した。

カンボジアは、過去数年間に継続的に、商標、著作権、工業意匠、特許、実用新案の保護に関する法律を継続的に制定している。これらの法律はまだ初期段階にあるものの、さまざまなルールや規則が、登録プロセスを容易にするために制定されてきている。

最近の展開においては、商業省、工業・手工業省、文化芸術省などの関連省庁が、カンボジアにおける知的財産権に関連した日常の取引を統制するための、新しい法律や規制を作る 多大な努力を払っている。

#### II. 法律と規則

#### 2.1 マドリッド制度

2015 年 3 月 5 日に、カンボジアは、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書を批准した。カンボジアでは、マドリッド制度は 2015 年 6 月 5 日に有効となり、これによって同国はマドリッド制度の 95 番目の加盟国となった。

マドリッド制度は、制度に参加している国や地方の事務所に対して単一の申請を提出する、標章の国際登録制度である。当該制度による保護は、110カ国以上に及んでいる。本制度では、商標の所有者は、異なる指定国ごとに複数の申請をする必要がなく、単一の申請を提出するだけでよい。これは、単一の手順を通じて、登録のプロセスを容易にし、登録された標章の管理を簡素化するものである。

# 2.2 ライセンス契約とフランチャイズ契約の登録に関する通知第 0738号

2015 年 3 月 12 日に、商務省は、ライセンス契約とフランチャイズ契約の記録を可能にするために、ライセンス契約とフランチャイズ契約登録に関する通知第 0738 号 (「**通知**」)を出した。この通知は、ライセンス契約またはフランチャイズ契約の全記録が商務省で行わ

<sup>1</sup> 出典は http://countrymeters.info/en/Cambodia による (2016年1月29日アクセス)。

れなければならない旨を、一般人および商標権者に対して指示するものである。当該通知に は、記録書用の出願請求のサンプルが付いている。

#### 2.3 独占排他権の承認に関する通達

2015 年 8 月 6 日に、カンボジア政府は、カンボジアでの独占排他権の承認に関する通達を出した。カンボジアにおける独占排他権の承認に関する通達第 7 号(「**通達**」)は、輸入品の公正かつ友好的な流通を確保しながらも、輸入者の独占排他権の承認について概説している。しかし、この通達は、独占排他契約を記録する手順の詳細については触れておらず、商務省に対し、国際協定や現地の法律に従った独占排他契約を記録するための手順について詳述するよう指示するに留まっていた。

#### 2.4 団体商標

2015年1月26日に団体商標の登録の利用に関する通知が商務省によって発表された。 団体商標の出願の受入れに関する通知第0252号(「通知」)は、団体商標が登録可能であることを発表した。団体商標は、当該通知に添付された出願のサンプルによって、商務省で登録される。

登録するためには、出願者は、団体標章の使用管理と品質管理に関する一般的な規程を同 封しなければならない。品質管理に関する規程の提供だけでなく、他の関連文書も出願書と ともに提出する必要がある。

#### 2.5 出願標準様式に関する通知第 1182 号

2015年4月22日に、商務省は、知的財産に関係する全てのサービスについて、それを求める出願のための標準様式を使用する旨の通知を出した。当該様式は、

www.cambodiaip.gov.khで見ることができる。これには、出願者または商標に関する代理人によって拇印を押すか署名捺印する必要がある。

#### 2.6 公共サービス料金と過料に関する合同省令第717号

#### 1. 特許

工業・手工業省は、2015年7月8日付で、公共サービス料金と過料に関する工業・手工業省と経済財務省の合同省令第717号(「省令」)を出した。同省令は、2012年12月28日付の鉱工業エネルギー省の公共サービスに関する鉱工業エネルギー省と経済財務省の合同省令における商標登録料金を、改正した。出願料金と、文書の写しに対する認証費用が増えることとなった。出願に必要な日数のほとんどは、特許の維持に関するものを除き、前の省

令よりも減っている。以下の表を参照されたい。とりわけ、過料は割合式から固定式に変更 されている。

		料金(	料金(1米ドル		女(営業	有効期	
No.	内訳	=4,000	リエル)	日数)		間	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
	クレーム最初の 10 項までの特許出願料	00	00	N/A	15 日		
-	金	60	80				
1	クレーム 10 項以上 1 項当たりの特許	5	5	N/A	15 日		
	出願料金						
2	権利の変更に関する認証および登録証	70	70	1月	15 日		
	発行料金						
3	強制実施権	375	375	5月	15 日	5年	2年
4	権利侵害および紛争解決の申立て料金	50	50				
6	文書の写しに対する認証費用	5	7.5	7	10 日		
8	特許付与料金	150	150	60 月	N/A	20	20
9	特許公告料金	30	30	6月	90 日		
10	優先権主張料金	無料	無料				
11	出願に関係した抽出情報の料金	無料	無料	15 日	15 日		
		維持費					
11	第2年度	20	20	1日	10 日	1年	1年
12	第3年度	20	20	1 日	10 日	1年	1年
13	第4年度	40	40	1 日	10 日	1年	1年
14	第5年度	100	100	1 日	10 日	1年	1年
15	第6年度	140	140	1 日	10 日	1年	1年
16	第7年度	180	180	1 日	10 日	1年	1年
17	第8年度	220	220	1 日	10 日	1年	1年
18	第9年度	260	260	1 日	10 日	1年	1年
19	第 10 年度	300	300	1 日	10 日	1年	1年
20	第 11 年度	350	350	1 日	10 日	1年	1年
21	第 12 年度	400	400	1 日	10 日	1年	1年
22	第 13 年度	450	450	1 日	10 日	1年	1年

23	第 14 年度	500	500	1日	10 日	1年	1年
24	第 15 年度	550	550	1日	10 日	1年	1年
25	第 16 年度	610	610	1 日	10 日	1年	1年
26	第 17 年度	670	670	1 目	10 日	1年	1年
27	第 18 年度	740	740	1 目	10 日	1年	1年
28	第 19 年度	810	810	1 目	10 日	1年	1年
29	第 20 年度	890	890	1 日	10 日	1年	1年
30	6ヶ月以内の遅延再登録に関する過料	10	$2\%^2$				

# 2. 実用新案

2015 年 7 月 8 日に、工業・手工業省の同じ省令により、カンボジアの実用新案登録の公式手数料が、2012 年に定められた料金からわずかに変更された。実用新案と認証書の申請書の手数料は、ある程度増えた。段階においてかかる日数については、減ったものも増えたものもある。以下の表を参照のこと。

		料金(	1 米ドル	必要日数	(営業	有効期	
No.	内訳	=4,000	リエル)	ζ)	間		
110.	1 147	改正前	改正後	改正前	改正	改正前	改正後
					後		
	クレーム最初の 10 項までの実用新案出	30	40	N/A	15 日		
1	願料金	30	40				
	クレーム 10 項以上 1 項当たりの実用	5	5	N/A	15 日		
	新案出願料金						
2	実用新案登録証発行料金	40	40	22 月	15 日	7年	7年
3	権利の変更に関する認証および登録証	50	50	1月	15 日	N/A	1年
	発行料金						
4	強制実施権	250	250	5月	15 日	5年	2年
5	権利侵害および紛争解決の申立て料金	50	50	3 月	N/A		
6	文書の写しに対する認証費用	5	7.5	7 日	10 日		
7	実用新案権付与料金	150	150	60 月	N/A	20	20

2 割合計算による利息も含めた年間費用につき、1 月ごとに 2 パーセントの過料を科する。

						年	年		
8	実用新案権公告料金	30	30	6月	90 日				
9	優先権主張料金	無料	無料						
	出願に関係した抽出情報の料金	無料	無料	15 目	15 日				
	維持費								
9	第2年度	20	20	1日	10 日	1年	1年		
10	第3年度	20	20	1 日	10 日	1年	1年		
11	第4年度	30	30	1日	10 日	1年	1年		
12	第5年度	50	50	1日	10 日	1年	1年		
13	第6年度	75	75	1日	10 日	1年	1年		
14	第7年度	100	100	1日	10 日	1年	1年		
28	6ヶ月以内の遅延再登録に関する過料	10	$2\%^3$						

# 3. 集積回路の回路配置

登録料に関して変更がなされている。また、どれだけの営業日が必要かは、事柄によって 減っているものもあるし増えているものもある。下の表で比較されたい。

		料金 (1米ドル   必要日数(営業		文(営業	有効期		
No.	内訳	=4,000	=4,000 リエル)		日数)		
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
1	集積回路の回路配置出願料金	40	50	N/A	N/A		
2	集積回路の回路配置登録証発行料金	150	150	6月	15 日	10年	10年
3	権利の変更に関する認証および登録証	50	50	1月	15	N/A	1年
	発行料金						
4	権利侵害および紛争解決の申立て料金	50	200	3月	N/A		
5	文書の写しに対する認証費用	5	7.5	7 日	10 日		
6	優先権主張料金	無料	無料				
	出願に関係した抽出情報の料金	無料	無料	15 日	15 日		

<sup>3</sup> 割合計算による利息も含めた年間費用につき、1 月ごとに 2 パーセントの過料を科する

#### 4. 工業意匠

2015 年の合同省令は、工業意匠の料金および必要日数について多少の変更を行った。下 記の表を参照されたい。なお、新しい省令は、出願や工業意匠に関する情報については何も 触れていない。

		料金(	料金(1米ドル		必要日数(営業		
No.	内訳	=4,000	=4,000 リエル)		日数)		
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
1	工業意匠出願料金	20	20	N/A	N/A		
2	5年以内の工業意匠登録証発行料金	40	50	6月	15 日	5年	5年
3	最初の再登録料金(第6年度から第10	40	50	1月	15 日	5年	5年
	年度)						
4	2回目の再登録料金(第10年度から第	40	50	1月	15 日	5年	5年
	15 年度)						
5	文書の写しに対する認証費用	5	7.5	15 日	10 日		
6	ライセンス契約または権利の変更に関	30	50	1月	15		
	する認証費用						
7	権利侵害および紛争解決の申立て料金	50	50	3月	N/A		
8	6ヶ月以内の遅延再登録に関する過料	10	2%				
9	優先権主張料金	無料	無料				
10	公告料金	20	30	6月	90 日		
11	再公告料金	20	20	6月	90 日		
12	出願に関係した抽出情報の料金	N/A	無料	N/A	15 日		

# 2.7 工業所有権に関する協力についての了解覚書

2015 年 1 月 20 日に、カンボジアの工業・手工業省(「MIH」)とシンガポールの知的 財産庁(「IPOS」)は、シンガポールの工業所有権に関する協力について了解覚書を締結 した。当該了解覚書のタイトルに記載されているように、その唯一の目的は、両国間での知 的財産に関する協力を強化することである<sup>4</sup>。

42015年1月20日付工業・手工業省 (MIH) とシンガポールの知的財産庁 (IPOS) との間の工業 所有権に関する協力についての了解覚書

#### 2.8 著作権

著作権及び関連する権利に関するカンボジア法(2003年)は、原作者のオリジナル作品 を保護するものである。本、彫刻、建築、コンピュータプログラム、絵画、写真、楽曲その 他の多くのタイプの作品、制作物が、法律によって管理されている。

著作者とは、制作物がその名前のもとに作られ開示されている自然人を言う(これに反す る証拠がない限り)。著作者は、自分の作品に対する経済的権利および人格権を有する。経 済的権利とは、著作物の商業的利用に関連して、他人がコピーまたは派生作品を作るのを著 作者が防ぐことを認めるものである。ほとんどの著作者の場合、経済的権利は死後 50 年で 失効する。匿名作品、ペンネームによる作品、死後発表作品、集合的作品、視聴覚作品につ いては、特別なルールが適用される。人格権は、永続的かつ譲渡不可能である。人格権は、 著作者が一般大衆に対して自身を著作者として主張し、作品の出版の方法やタイミングを決 定して、自身の作品の破壊や変更を防止することを認めるものである。法はこれらの権利を、 さまざまな方法で制限している。例えば、非商業的な教育や個人の家庭内での使用のために 作品の複製をすることは、一般的に許されている。一般人の認識に反することであるが、著 作権は、自身の仕事のあらゆる使用を禁止するような絶対的な権利ではない。商標、特許、 および他のほとんどの知的財産権とは異なり、著作権を登録する必要はない。作品は、創作 時から自動的に保護される。それでも、文化芸術省で作品を登録するための自発的な費用支 払い手続きが設けられている。法は登録することを要求していないし、登録することに特別 の利点があると明記しているわけではないが、行政手続きや司法手続きにおいて自分の権利 を実行するのに役立つ可能性はある。

保護とその手続きについて、2015年には変更はなかった。

#### 2.9 植物の品種

種子および育成者は、2008年種子管理および植物育成者法の下で保護されている。保護を受ける対象となるためには、新しい品種が、新規性、区別性、均一性、安定性、の基準を満たしている必要がある。品種は、それが販売されたり、市場に流通していなければ、新規性を有すると見なされる。しかし、育成者の同意を得ておれば、カンボジア王国内の市場で、新品種を1年以内に限り売買、流通してもよい。また、外来品種に関しては、保護権を申請した日から、ブドウと樹木は6年以内、その他の作物すべては4年以内に限り売買、流通してもよい。品種は、出願日または優先権主張日において、一般的に知られ認識されているものとはっきり区別できるものであれは、区別性を有すると見なされる。品種は、関連特性において十分な均一性を示す場合、有性生殖・無性生殖にかかわらず、均一性を有すると見な

される。品種は、必要な関連特性が、成長サイクルのすべての段階および繁殖した次の世代で変化ない場合、安定性を有すると見なされる。新品種の植物は、登録される必要がある。 登録に成功した育成者には証明書が発行されて、以下の権利を有するようになる:

- 当該植物品種の所有権を売却または譲渡すること。
- 取得したライセンスを持つ種子でビジネスを行うこと。
- 農林水産省からの事前の承認を得たうえで、さまざまな試験、研究、実験のための ものを含めて、種子の輸出入をすること。
- 以下の法的手続きに従った補償をうけるために、裁判所に苦情の申し立てをすること。
  - 民事訴訟の提起、育成者の権利の実施や継続的な侵害行為を禁止する仮令状の請求
  - 刑罰、没収、育成者の植物に反して生産された種子の破壊の申立て
  - 損害賠償を現金で支払わせる旨の申立て

育成者の権利は、以下には及ばない:

- 実験目的のために行われた行為
- 私的かつ非商業的目的の行為
- 他の品種を育成する目的で行われた行為

同法の下では、植物の新品種は、鉱工業エネルギー省に登録されなければならない。しかし、実務上は、新しい植物品種の証明書は、農林水産省から発行される。種子の登録は変更、無効化、キャンセルすることができる。育成者の権利の有効性は、育成者権を与えられた時から 20 年で、樹木およびブドウは 25 年間である。

2015年には、種子および育成者の保護に関する規制や形式に大きな変更はなかった。

#### III. セミナーとイベント

2015年3月5日午後および3月6日の午前中に、商務省長官は、WIPOのトップと、下記について議論を行った:

- 1. マドリッド協定議定書の実施。
- 2. フォローアップのデジタル化プロジェクト。
- 3. カンボジアの国家知的財産戦略の実施。
- 4. 知的財産および出所ベースの製品のブランディングに関連する特別プロジェクト。

- 5. 商標審査官の能力の育成。
- 6. 自動化ソリューション。
- 7. 技術革新を加速するための知的財産教育と開発を目的としたハブの作成5。

マドリッド議定書への加入に関しては、カンボジアは以下のようなかたちで、加入による 恩恵を受ける:

- 1. カンボジアは、マドリッド制度の下で、EU、米国、中国、日本などの主要貿易相手 国を含む 111 カ国に対し、カンボジアのブランドを有する製品を輸出することがで きる。
- 2. カンボジアでの商標出願は、WIPOの基本料金の10%だけでよい。
- 3. 111ヶ国に対する出願は、商務省でのみ可能である。
- 4. 単一の出願様式、単一の言語(英語)、単一の通貨で、全ての国に対応できる。
- 5. 単一の手続きで、商標のライフサイクル全体を管理できる。
- 6. 複数の国に対して直接出願して登録を維持することと比較して、シンプルでありコストも低い——中小企業にとって好都合である<sup>6</sup>。

マドリッド議定書の締約に続いて、カンボジアは、マドリッド制度の利点を学び理解するためのさまざまなセミナーを実施した。2015年6月初旬に、商務省でWIPOのメンバーが短期間のトレーニングを行った。これは、この制度を利用することを促進し、また、全ての商標を扱う事務所と新しい商標の国際登録に関係のある人たちに対してトレーニングを提供するためであった。

文化芸術省の2015年12月25日付けの報告は、同省の職員が商務省での2015年の知的 財産トレーニングに計9回参加したと述べている。文化芸術省の職員は、海外(日本、シンガポール、ノルウェー、イギリス、韓国)で行われたセミナーとトレーニングにも6回 参加している。

2015年には、文化芸術省は下記のようなさまざまな会合、セミナー、プロモーションも行った。

• 文化芸術省において、著作者やプロデューサーの参加者 50 人と、著作権と所有権の 役割の重要性について 2 回の会合を実施。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 出典は http://www.cambodiaip.gov.kh/NewsDetail.aspx?id=70027&lang=en による(アクセスは 2016 年 2 月 11 日)。

<sup>6</sup>同上。

- 2015 年 9 月 27 日から 30 日にかけて、スヴァイリエン州において、参加者 60 人に、 著作権及び関連する権利に関する法とその他の規則についての周知活動を実施。
- 2015 年 8 月 31 日から 9 月 1 日にかけて、文化芸術省は、韓国文化体育観光部の後援のもと、WIPO と協力して、参加者 150 人の「著作権及び関連する権利に関する法」という国主催のセミナーを準備し、実施した。
- 2015年9月2日~4日にホテル・カンボジアーナにおいて、WIPOが、韓国文化体育観光部の後援のもと、カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナムなどアジア地域から30人の参加者をもって「著作権及び関連する権利に関する法」という小区域セミナーを実施した。

#### IV. 裁判例

#### 4.1 裁判例 I

事案:原告は、特定の意匠のボトルとそのキャップを持ったヨーグルトを広範に提供している。被告も、原告のボトル、キャップ、色と似た意匠でヨーグルトを提供している。2011年3月1日に、警察の公務執行により、被告の所在地でヨーグルト1,461ケースが押収された。押収品は、原告のデザインのボトル、キャップ、色と同じ意匠であった。しかし、被告は、ボトルは自己の意匠によると主張した。2011年2月に被告が商務省でその標章を登録したとき、類似性に関しては何も情報がなかった。

原告の標章は、2 つの異なる標章マーク、KINGSEA and Device および BOTTLE and Device として、2004 年 5 月 21 日および 2002 年 6 月 19 日から、登録番号 19686 および 16512 として登録されていた。原告の標章は、公判の日まで有効であった。商務省は、原告の標章と被告の標章のパッケージの類似性を分析した。同省は、両者間に類似性があると認めた。原告は、補償として 500,000 米ドルを主張した。

**争点**:被告は不正競争行為を行ったか。

#### 法規:

- 商標法第 23a 条:何らかの手段により、競争者の営業所、商品、又は工業的、商業的若しくはサービス的活動と混同を生じさせる性質のすべての行為(は、特に、不正競争行為を構成するものとみなす。)

- 同法第65条:カンボジア王国において他人により登録された商標、サービスマーク、 団体標章又は商号について、公衆に誤認を与えてそれが第23条に基づくような他の 企業の商標、サービスマーク、団体標章又は商号であると信じさせるために、それ を偽造する者は何人も、5百万リエル以上1千万リエル以下の罰金若しくは1月以 上1年以下の拘禁に処し、又はこれら両罰を併科する。

結論:第一審裁判所は、被告が 2002 年標章、商号及び不正競争行為に関する法律(「商標法」)第 23 条と第 65 条にいう不正競争行為を犯したと判示した。裁判所は、不正競争行為をしていないという被告からの反論には根拠となる十分な証拠がないと判断した。 2011年3月21日の、商務省知的財産部による被告製品(Jin Wei-Golden smell & Device)と原告製品(KINGSEA & Device および BOTTLE & Device)のパッケージの類似性の比較に基づいて、裁判所は、被告はその登録とは異なるパッケージを行い、原告のパッケージとの類似性をもたらしたと判断した。裁判所は、被告の年齢と精神状態からして、被告は自己の行為の原因と結果について十分に認識していたと判断した。被告の行為は、他の事業と公共の秩序に影響を与えるものであり、商標法第 23 条および第 65 条によって判断される不正競争行為に当たるものであった。裁判所は被告に対し、この違反について懲役 8 ヶ月と罰金 800 万リエルを宣告すると判示した。原告が要求した 500,000 ドルのうち、裁判所は被告に対し、100,000 ドルの補償を命じた。

#### 4.2 裁判例 II

事案:原告は、2 冊の書籍(法律辞典と家族法・婚姻法)の著作者である。被告は、印刷所と書店のオーナーである。 2013年1月に、原告は被告との間で、上の2冊の書籍につき、3,000 冊と2,000 冊の複製を印刷するための契約を結んだ。原告は、印刷所や関連書店で販売されている書籍があることを発見した。2013年12月23日に、経済警察との連携により、印刷所や書店への現場訪問で、8 冊の法律辞典と18 冊の家族法・婚姻法の書籍が発見された。これに対し、被告は以下のように主張した。印刷書と書店にあった書籍は、何らかの技術上のエラーや、破損があったときの事前準備のために、印刷日から残っていた本である。印刷所は、受注した量に加えてさらに3%~10%を出力していた。印刷所は、合計3,100冊の印刷を行ったが、そのうち3,018冊だけが使用可能であった。印刷所は、エラーのあった書籍を交換するために18冊の複製を保持し、残りは次の印刷に使用する必要がある。本件侵害行為は、被告の知識・認識を超えたものである。印刷所で販売のために書籍を陳列した行為について、被告は認識していなかった。それは、被告の従業員の行為であろう。

争点:被告の行為は、原告の複製権の侵害に当たるか。

法規:著作権及び関連する権利に関する法律第 64 条:どのような手段であっても、この法律で定義される、著作者の権利を侵害する(著作物の)すべての製造、複製又は実演又は公衆への伝達は、罰せられるべき犯罪である。製造又は複製の侵害は、6 月から 12 月の懲役及び/又は 5,000,000 (5 百万) リエルから 25,000,000 (25 百万) リエルの罰金に処することができる。再犯の場合は 2 倍の罰が適用される。

結論:第一審裁判所は、著作権および関連する権利に関する法律第 64 条に従い、原告勝訴とした。裁判所は、2013 年 12 月 19 日付け文化芸術省の文書 121B.Ch、122 B.Ch、123B.Ch により、原告が書籍の権利保有者であると確認した。裁判官は。3%~10%の追加印刷という主張については認めた。しかし、被告が印刷所で書籍が販売されていることについて知らなかったという主張については、経済警察がそこで 18 冊の家族法・婚姻法の書籍を押収していたという事実に基づき、当該主張に理由がないとした。書店が新規開店されたものであり、被告がそれまでに犯罪歴がなかったことを考慮して、裁判所は被告に対し、著作権侵害を理由に 10,000,000 リエルの罰金を科した。また、実際の損害に基づき、裁判所は被告に対し、原告に 10,000 米ドルの損害賠償を行うこと、押収された書籍を全て権利者である原告に渡すことを命じた。

#### 4.3 裁判例 III

事案:原告は、商務省知的財産部によって行われた標章取消決定の無効を求める会社である。被告は、原告の標章の取消を決定した商務省である。原告は、2011 年 11 月 15 日に、商務省でその標章を登録し、当該登録標章については登録番号 39318/11 が付与された。2011年 12 月 7 日に、第三者が、当該標章は自己の標章に似ているとして、不服を申立てた。2013年1月29日に、商務省は、原告の登録標章を取消す旨の決定を行った。

**争点**: 商務省の決定は、標章、商号及び不正競争行為に関する法律に従ったものであるか。

法規:商標法第10c条:公報の発行日後90日以内に、如何なる利害関係人も、第2a条、第4条及び第5条並びにそれに関する規則の1又は複数の要件が満たされていないことを理由として、登録官に対して当該標章の登録に対する異議を所定の方法により申し立てることができる。

商標法第4条:標章は、次に該当する場合は、適法に登録することができない。(a) それが1企業の商品又はサービスを他の企業のそれらから識別できない場合。(e) それが他の企

業の同一であるか若しくは類似する商品又はサービスについてカンボジア王国において周知である標章若しくはサービスと同一であるか又は混同を生じる程に類似しているか、又はその翻訳を構成する場合

商標法第14条: 商務省は、次の場合は登録標章の取消を命じる権限を有する。(f) 登録標章 が第三者の所有する周知標章と類似するか又は同一であることが確信された場合

結論:第一審裁判所は、商務省を勝たせた。裁判所は、商務省知的財産部が2011年11月14日付けの原告の会社の社長からの誓約書(不服申立てがなされたら標章を取消すことに同意していた)により、最初から登録を拒絶していたと認定した。商標法第10c条に規定されているように、いかなる当事者も登録された標章について90日以内に不服を申立てることができる。本件では、登録から1ヶ月以内に、第三者が原告の標章に治して不服を申立てていたから、商務省は、その場合の決定を行うことが完全に可能であった。裁判所は、原告が商務省に登録した標章は「牛の頭」として表示されていたが、実際の使用は異なっていたと指摘した。第三者の商標は2004年から登録されており、国内でよく知られていたが、原告の標章は2011年に登録されたにすぎない。原告の標章は、一般人にはその会社の商品と別の会社の商品を区別するのは困難であるという点で、当該標章の使用は、当該第三者の標章との混同をもたらすものである。原告が提出したすべての主張および証拠は、知的財産部の下した決定を取消すに足るだけの法的基礎を欠いていた。

#### 4.4 裁判例 IV

事案:本件では、プノンペン第一審級裁判所と控訴裁判所において 2 度の公判が行われ、公訴裁判所は被告を勝たせていた。最高裁レベルで、原告は、上訴裁判所の判決に対して不服を申立てた。原告は、フランスではよく知られている標章の所有者であり、当該標章は「アリゲーター」として登録されていた。原告は、カンボジアを含む 186 カ国で、この標章を登録していた。カンボジアでは、出願は 1992 年 6 月 15 日以降になされ、1996 年 5 月 10 日に登録番号 7135 として登録された。被告は、1993 年 2 月 22 日に「クロコダイル」という標章をカンボジアで出願した(判示では登録番号は示されていない)。原告は、以下を主張した。原告の標章はよく知られたものであり、1927 年以来使用されてきたものであるから、被告は権利濫用を行っている。カンボジア人は、原告の製品についてよく知らないから、被告の行為は混同を招くものである。原告は顧客から、被告の標章と混同したために、製品の質が低いという苦情を受けることとなった。

争点:本件で商標の取消は可能であるか。

法規:1967年工業所有権の保護に関するパリ条約、1996年10月4日カンボジア王国と米国間の商取引関係と知的財産保護に関する協定、一般人の混同を避けるためクロコダイルの標章に不服を申立てる原告に対する商務省の省令。

結論:最高裁は、公訴裁判所および第一審裁判所の判断を正当とした。裁判所は、会社の名称を区別し、標識としての動物、すなわちアリゲーターとクロコダイルの使用を区別した。 裁判所は、商務省知的財産部の判断に基づき、この2つの標章は混同を招くほど類似したものではないとした。

**注:**この判例は、現在の商標法が適用される以前に行われたものであるので、法規、理由付け、結論については十分に明確ではない。

#### VI. 注意事項

本報告は、以下の資格制限に服して準備され、作成されていることにご注意ください:

- a.) 本報告はカンボジア法に限定されており、カンボジア国外の法律や規則に関する意見を表明したり助言を与えるものではない。
- b.) 本報告は、カンボジアにおける知的財産権とその現状のみに関する状況展開をアップデートする目的で、JETROに提出するものである。
- c.) 本報告は、2015年における知的財産権のすべての側面をカバーするものではないが、可能な限り広範な範囲で、JETROに提出するものである。
- d.) HBS LAW は、各省庁/職員から入手した情報について責任を負わない。このような情報は、当方の知識と能力を超えるものである。

#### 特許庁委託

カンボジア知財レポート

#### 発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

HBS Law

2016年8月発行禁無断転載

本冊子は、2015年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が HBS Law に調査を委託して作成された調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を 期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではございません。

Copyright(C) 2016 JETRO. All right reserved.